



報道発表資料の配付日時 9月12日(木) 14時30分

発表項目 (行事名)	令和元年度毒物劇物取扱者試験結果について																		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																	
		発表場所																	
概要	<p>令和元年(2019年)8月8日(木)に実施した試験結果は、以下のとおり。</p> <p>1. 結果について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受験者数(人)</th> <th>合格者数(人)</th> <th>合格率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>668</td> <td>285</td> <td>42.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 合格発表日時 令和元年(2019年)9月12日(木) 13時から</p> <p>3. 合格発表場所 各保健所、各保健所支所及び北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に、合格者受験番号を掲示する他、医務薬務課ホームページに掲載します。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.htm)</p>			受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	668	285	42.7										
受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)																	
668	285	42.7																	
参考	<p>1. 過去の実施状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受験者数(人)</th> <th>合格者数(人)</th> <th>合格率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>725</td> <td>316</td> <td>43.6</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>675</td> <td>331</td> <td>49.0</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>784</td> <td>285</td> <td>36.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 毒物劇物取扱責任者について 毒物及び劇物取締法第7条において、毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることが義務づけられている。 当該責任者の資格要件の1つとして、「都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者」が定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受験者へのお知らせ</p> <p>(1) 電話での問い合わせには、応じられません。</p> <p>(2) 合格者には、願書を提出した保健所、保健所支所で合格証を交付します。</p> </div>				受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	平成28年	725	316	43.6	平成29年	675	331	49.0	平成30年	784	285	36.4
	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)																
平成28年	725	316	43.6																
平成29年	675	331	49.0																
平成30年	784	285	36.4																
報道(取材) に当たって のお願い																			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)																	
	同時レク																		
担当 (連絡先)	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課 (担当者: 歌川) TEL ダイヤルイン 011-204-5265 内線 25-316																		

毒物劇物取扱者試験について

1. 毒物劇物取扱者試験について

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律303号）第8条第1項第3号に基づき、毒物劇物取扱者試験（知事試験）を実施している。

○毒物劇物取扱責任者とは

毒物及び劇物取締法第7条において、毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、保健衛生上の危害の防止に当たらせることが義務づけられている。

当該責任者の資格要件の1つとして、「都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者」が定められている。

2. 試験の概要について

(1) 試験日

例年8月に実施（年1回）

(2) 試験地

道内3地区（札幌市、旭川市、帯広市）

(3) 試験の種類

- ① 一般毒物劇物取扱者試験
- ② 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ③ 特定品目毒物劇物取扱者試験

(4) 試験の科目、その試験方法

試験の科目は次のとおりであり、筆記の方法により実施する。

- ① 毒物及び劇物に関する法規
- ② 基礎化学
- ③ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ④ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(5) 合格基準

4科目の合計点（400点満点）が240点（60%）以上であり、かつ1科目（100点未満）につき50点（50%）以上得点していること。

3. 過去の実施状況

	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
平成26年度	788	278	35.3
平成27年度	705	343	48.7
平成28年度	725	316	43.6
平成29年度	675	331	49.0
平成30年度	784	285	36.4